

# 令和8年度(公財)愛知県国際交流協会 国際交流推進事業費補助金(第2回)募集のお知らせ

募集期間：令和8年6月1日(月)～同年6月30日(火)(必着)

対象事業実施期間：令和8年8月1日(土)～令和9年3月31日(水)

## 1 補助対象団体

次の要件をすべて満たす民間国際交流団体及び国際交流活動に取り組む民間の非営利団体  
(実行委員会を含む)

- (1) 愛知県内を活動の中心としている団体であること
- (2) 全国組織の支部である場合は、当地域の支部が独自性を持って活動している団体であること
- (3) 団体として、組織が確立しており、会計が明確かつ適正に処理されている団体であること
- (4) 原則として、過去に活動実績があること

## 2 補助対象事業

補助の対象となる事業は、愛知県内で令和8年8月1日(土)～令和9年3月31日(水)に実施される事業であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 地域住民と外国人との交流事業
- (2) 地域住民の国際理解推進のための普及啓発事業
- (3) 在住外国人に対する支援等、多文化共生社会の実現に資する事業
- (4) その他、地域の国際交流の推進に寄与すると認められる事業

※同一団体への補助は同一年度につき一事業のみです。

※同一事業又は同一団体への補助は2年度連続しては行いません。

## 3 補助対象とならない事業

- (1) 県又は県関係団体から補助金等が交付される事業
- (2) 総事業費が概ね200万円を超える事業
- (3) 年間を通じて定期的に継続して行われる事業
- (4) 営利を目的とする事業
- (5) 団体の会員等、特定の参加者を対象とした事業
- (6) 特定の企業の広告につながるおそれのある事業
- (7) 特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれのある事業
- (8) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのある事業

## 4 補助金額

### 補助対象経費の2分の1以内で、10万円を上限とします。

(ただし、事業の内容やその収支予算の状況、全体の申請件数などの事由により、減額あるいは補助できない場合があります。)

※事業完了後、提出された実績報告書の審査の後、交付される補助金の額が確定します。  
(必ずしも交付決定額が補助金額となるわけではありません。)

## 5 補助対象経費

<主な補助対象経費の事例>

報償費：外部講師、講演者、通訳等の謝金など

設営費：会場設営費、リモート会議開催に係る費用、装飾費など

賃貸料：会場・備品借用費、車両借用費など

印刷費：チラシ、ポスター等の印刷代など

通信費：文書等の送料など

その他：消耗品費など

※外国との交通費、飲食代(ただし、講師・ボランティアの食事代を除く)、個人の持ち物になりうる物品購入費、寄付金、団体の運営経費(例：職員の人件費)、交付決定前に支出された経費などは補助対象外経費となります。

## 申請方法

次の補助金交付申請書及び添付書類を令和8年6月30日(火)必着で提出してください。  
補助の可否及び補助金決定額については、審査委員会により決定し、8月初旬に書面で通知する予定です。

<提出書類>

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号) ※申請団体の概要、事業計画書及び収支予算書含む
- (2) その他の添付書類
  - ①団体の規約(会則等)、②団体の構成員名簿、③団体の前年度収支決算書
  - ④事業の具体的な内容がわかる資料

☆補助金の詳細については、当協会のウェブサイトをご覧ください。

☆補助金交付申請書は、下記ウェブサイトからダウンロードをお願いいたします。

<https://www2.aia.pref.aichi.jp/kikaku/j/joseishien/hojokin.html>



## 申請先・問合せ先

公益財団法人愛知県国際交流協会 総務企画課企画情報担当

住 所：〒460-0001

名古屋市中区三の丸2-6-1 愛知県三の丸庁舎内

電 話：052-961-7903(直通)

FAX：052-961-8045

Eメール：joho@aia.pref.aichi.jp

開館時間：月～土 10:00～18:00(金曜日は20:30まで)